

インボイス発行事業者登録について

最近、耳にすることが多くなった「インボイス制度」。この紙面でも何度かご紹介していますが、まず、ご心配なのが事業者登録についてです。これに関して、弊所事務所で関与させていただいているお客様については、6月以降に順次、個別にご案内させていただき、登録まで当方で責任をもって対応させていただきますので、ご安心ください。まずはそのご案内です。

インボイス発行事業者登録は、**ASAK**で対応いたします。
 提出期限は、令和5年3月31日までです。
 まだ、お時間はありますのでご安心ください。

インボイス制度とは？

適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※)買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「区分記載請求書」
(イメージ)

請求書

〇〇御中

◎年□月分 21,800円(税込)

□月1日 牛肉 2kg ※ 5,400円
 □月8日 割りばし4組 5,500円

合計 21,800円
 (10%対象 11,000円)
 (8%対象 10,800円)

△△(株)
 「※」は軽減税率対象であることを示します。

CONTENTS

インボイス発行事業者

登録について	P.1
インボイス制度とは？	P.1
適格請求書(インボイス)発行 事業者登録制度の概要	P.1
適格請求書(インボイス)発行 事業者にならなかった場合	P.2
協会けんぽの健康保険料率 ・介護保険料率が改定	P.2
2022年度の 労働保険料の率	P.3
個人情報の安全管理 に対する取組	P.4
経営セーフティ共済 (倒産防止保険)を 利用した節税策	P.5
4月度の税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
 ご利用ください！

随時更新しますので
 フォローして下さい！



適格請求書(インボイス)発行事業者登録制度の概要

2023年10月1日から導入される消費税の適格請求書等保存方式(日本型インボイス制度)では、事業者が適格請求書を発行するためには「適格請求書発行事業者」としての登録を受けなければなりません。この登録を受けることが重要な理由は、消費税法上、2023年10月1日以降の取引について、事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、「適格請求書発行事業者」から交付された適格請求書(または適格簡易請求書)を保存することが要件となるからです。

この適格請求書発行事業者となるためには、納税地の所轄税務署長に登録申請書を提出して登録を受けることが必要とされており、その登録申請書は、2021年10月1日から始まっています。

現在、消費税の免税事業者の場合には、まずは課税事業者となることを選択し、その後、適格請求書を発行できるように、適格請求書発行事業者の登録申請書を提出しなければならないので注意が必要です。

◆ インボイス制度初日から適格請求書を発行しようとする場合の、申請書の提出期限

日本型インボイス制度開始日である2023年10月1日から適格請求書を発行できるようにするためには、原則として、**2023年3月31日まで**に登録申請書を納税地の所轄税務署長に提出することが必要とされています。なお、適格請求書発行事業者としての登録日が、2023年10月1日の属する課税期間中である場合には、例外として、消費税課税事業者選択届出書を提出しなくても、その登録を受けることができることとされています。



適格請求書(インボイス)発行事業者にならなかった場合

消費税法上、消費税免税事業者については、適格請求書発行事業者の登録を受けることができる事業者から除かれることと定められているため、消費税免税事業者は適格請求書を発行することができないこととなります。

この場合には、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、原則として、その全額が仕入税額控除の対象とならないとも定められています(※経過措置あり)。したがって、販売取引先においては、消費税の課税仕入取引として控除できなくなるため、登録していない業者との取引を見直す可能性があるのです。

このため、2023年10月1日以降は、それまでは消費税免税事業者であった個人事業者や法人が、取引関係の維持等を目的として、あえて消費税納税義務者となることを選択する可能性が出てくるものと考えられます。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
2023年10月1日から2026年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
2026年10月1日から2029年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率が改定

全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率および介護保険料率について、2022年度も例年どおり、3月分(4月納付分)から改定されました。



◆ 都道府県支部別の保険料率

協会けんぽの健康保険料率は、都道府県支部別に設定されており、2022年3月分からは、右頁上表のとおりです。

このうち、最も高い保険料率は佐賀県の11.00%、最も低い保険料率は新潟県の9.51%で、佐賀県と新潟県の保険料率の開きは大きなものとなっています。

なお、東海三県の状況を見ると、愛知県は、9.93%(前年は、9.91%)、岐阜県は、9.82%(前年は、9.83%)、三重県は、9.91%(前年は、9.81%)となっており、愛知県・三重県は保険料率が上昇し、逆に岐阜県は保険料率が下がっており、各都道府県により状況はまちまちのようです。

◆ 介護保険料率は引き下げに

全国一律である介護保険料率は、毎年見直しが行われます。2022年3月分からは、1.80%から1.64%への引き下げとなりました。

都道府県支部別の保険料率(2022年3月～)

支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率	支部	新保険料率
北海道	10.39%	東京都	9.81%	滋賀県	9.83%	香川県	10.34%
青森県	10.03%	神奈川県	9.85%	京都府	9.95%	愛媛県	10.26%
岩手県	9.91%	新潟県	9.51%	大阪府	10.22%	高知県	10.30%
宮城県	10.18%	富山県	9.61%	兵庫県	10.13%	福岡県	10.21%
秋田県	10.27%	石川県	9.89%	奈良県	9.96%	佐賀県	11.00%
山形県	9.99%	福井県	9.96%	和歌山県	10.18%	長崎県	10.47%
福島県	9.65%	山梨県	9.66%	鳥取県	9.94%	熊本県	10.45%
茨城県	9.77%	長野県	9.67%	島根県	10.35%	大分県	10.52%
栃木県	9.90%	岐阜県	9.82%	岡山県	10.25%	宮崎県	10.14%
群馬県	9.73%	静岡県	9.75%	広島県	10.09%	鹿児島県	10.65%
埼玉県	9.71%	愛知県	9.93%	山口県	10.15%	沖縄県	10.09%
千葉県	9.76%	三重県	9.91%	徳島県	10.43%		

※ 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、上記保険料率に全国一律の介護保険料率（1.64%）が加わります。

2022年度の労働保険料の率

この2022年度は、コロナ禍での経済状況を考慮して、雇用保険料率の変更が2度にわけて行われます。ここ数年の雇用対策で積立金が大きく減少しており、いずれも雇用保険料率はアップとなっています。特に10月1日以降分については、その上昇率も高く、事業主にとっては、大きな負担増になりそうです。

◆ 労災保険率

労災保険率は、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況等により、原則3年ごとに見直されることになっています。2022年度は見直す年に該当しないため、変更されない予定です。

◆ 雇用保険料率

雇用保険料率は毎年度、財政状況に照らして見直され、2022年度は変更が2回予定されています。

具体的には、2022年4月1日から9月30日までと、10月1日から翌年3月31日までの2つの期間です。

各負担率の変動については、右表をご参照いただき、計算間違いのないように、注意してください。

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	9.5/1,000
(3年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	11.5/1,000
(3年度)		4/1,000	7/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	12.5/1,000
(3年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

個人情報安全管理に対する取組



2021年10月に、個人情報保護委員会が発表した、「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査(報告書)」の調査結果から、中小事業者における個人情報の安全管理に関する取組をみてみましょう。

◆ ウイルス対策ソフトが8割

この調査結果によると、中小事業者が個人情報の安全管理に関する技術的な措置として実施している施策をまとめると、下表のとおりです。

具体的実施している施策では、ウイルス対策ソフトウェアの導入や、ウイルス対策ソフトウェアの自動更新などによる最新状態の維持がダントツで、その割合も80%を超えています。

また、1年以内に実施予定の施策では、メールに添付するファイルの暗号化パスワードによる保護が、11.6%で最高となっていますが、対策としては、まだまだ不十分な状況がハッキリしています。

◆ 改正法の全面施行は目前

2020年改正の個人情報保護法が、今年4月より全面施行され、個人情報の漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある一定の場合(不正アクセスによる漏えいや1,000人を超える漏えい等)には、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されます。

この法律は、原則としてすべての事業者に適用されます。自社の個人情報保護に不安がある事業者は、取組を進めておかなければならないでしょう。

個人情報安全管理に関する技術的な措置として実施している施策(%)

	実施している	1年以内に実施予定	将来的には実施する予定	無回答
ウイルス対策ソフトウェアの導入	81.8	1.9	8.0	8.3
ウイルス対策ソフトウェアの自動更新などによる最新状態の維持	80.1	2.7	8.3	8.9
従業者に付与する利用権限の最小化(利用できる範囲の管理)	47.5	8.6	31.2	12.7
不正アクセス対策に用いているソフトウェアの自動更新などによる最新状態の維持(ウイルス対策ソフトウェアを除く)	44.9	7.5	33.5	14.1
個人情報を取り扱わない従業者の個人情報へのアクセス制限(アクセス権の設定による管理)	40.0	8.8	37.0	14.2
メールに添付するファイルの暗号化パスワードによる保護	36.1	11.6	40.0	12.3
ファイアウォールの設置(ポートスキャン等の対策)	35.8	7.7	41.4	15.2
ログの取得、保存	28.8	9.2	46.7	15.3
脆弱性情報の常時収集と、迅速なセキュリティパッチの適用	26.0	9.7	47.7	16.7
ログの定期的な分析による不正アクセス等の検知	23.8	10.5	49.8	15.9
個人情報を取り扱うパソコンやネットワークは、インターネットと接続しない	23.3	9.9	53.1	13.8
システムネットワークの監視ツールの導入	19.9	10.4	53.0	16.7
WAF(ウェブアプリケーションファイアウォール)の設置	18.6	9.5	54.4	17.5
脆弱性診断の実施	16.8	10.3	55.4	17.5
IDS/IPSの導入	16.4	10.0	56.1	17.6
個人情報を暗号化して保存	11.0	10.7	63.1	15.2
PCI-DSS(クレジットカード情報セキュリティ基準)への準拠	10.0	8.6	63.0	18.4
仮想ブラウザの導入	4.2	8.2	69.1	18.6
その他	1.3	2.1	25.4	71.2

個人情報保護委員会「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査(報告書)」より作成

なお、上記の調査は、個人情報保護委員会が、国内に本社を置く民間の中小規模事業者から無作為抽出した25,000事業者を対象に、2021年2月～3月に実施された調査です。なお表の数値は四捨五入の関係で100にならない場合があります。調査結果の詳細は、下記のURLのページから確認いただけます。ご参考になさってください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/R2_chuushou_anzenkanri_report.pdf

経営セーフティ共済(倒産防止保険)を利用した節税策

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度で、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。

無担保・無保証人で、掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇も受けられます。

◆ 経営セーフティ共済の安心の4つのポイント

1. 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」が「納付された掛金総額の10倍(最高8,000万円)」の、いずれか少ないほうの金額となります。

2. 取引先が倒産後、すぐに借入れが可能

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

3. 掛金の税制優遇措置が受けられる

掛金月額は5,000円～200,000円まで自由に選べ、いつでも増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金(法人の場合)、または必要経費(個人事業主の場合)に算入できるので、節税効果があります。

4. 解約手当金が受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を40ヶ月以上納めていれば、掛金全額が戻ります(12か月未満は掛捨てとなります)。

民間の生命保険を活用した節税策のほとんどが、その効果が期待できなくなっている現状では、100%経費計上でき、元本保証(40ヶ月以上加入)のある制度は、ぜひ、その利用を検討されてみてはいかがでしょうか？

具体的な加入方法は、弊所までお問い合わせください。

4月度の税務スケジュール

内 容	期 限
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 4月11日(月)
給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)	申告期限 4月15日(金)
2月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税等・法人事業税・(事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 5月2日(月)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
8月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税等＞	
消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月毎の中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	
固定資産課税台帳の縦覧期間 (4月1日から20日、又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)	左記参照
固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間 (市町村が固定資産の価格登録を公示した日から納税通知書の交付日後 60日までの期間等)	

今月の名言録

日々新たに創造する



仕事に就いて、最初からいい仕事にめぐりあえるわけではありません。

まずは、自分に与えられた仕事を、明るさと素直さを持ち続けながら、粘りに粘ってやり続けることが必要です。絶対にやめてはいけません。

それは、苦勞に苦勞を重ねてただ一つのことを究めた人だけが、素晴らしい真理に触れることができるからです。

しかし、最初に決まった仕事を、生涯の仕事としてただ辛抱すればいいというわけではありません。

ひたむきに努めながらも、常にこれでいいのかということを考えるのです。

決して、昨日と同じことを、同じ方法で、同じ発想でやってはいけません。

小さなことでも、毎日これでいいのかということを反省し、改良するのです。

あらゆるものに対して、「これでいいのか」という問いかけをするのです。

これを長年繰り返しますと、素晴らしい進歩を遂げるはずですよ。

基礎を教わったら、自分自身で工夫をしていく、これが創造です。

日々新たな創造をしていくような人生でなければ、人間としての進歩もないし、魅力ある人にはなれないだろうと思います。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲森和夫著 PHP研究所刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がお見えでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

